

川崎市病院局規程第19号

川崎市病院局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年9月30日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

川崎市病院局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部
を改正する規程

川崎市病院局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和2年
川崎市病院局規程第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条」を「第25条」に改める。

附 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。